

決算公告時の大会社か否かの判断について (期中増減資をした会社)

決算公告掲載日時点の最終貸借対照表に記載された資本金の額等で判断します。

1、大会社の要件—下記のいずれかに該当

- ・ 資本金の額が 5 億円以上
- ・ 負債の額が 200 億円以上

2、定時株主総会前後での大会社か否かの判断

—期中増資により資本金の額が 5 億超になる—

①定時株主総会で決算が承認又は報告されるまでは増資前の資本金の額が適用されます。(大会社以外)

②定時株主総会の翌日以降は増資後の資本金の額が適用されます。(大会社)

官報での決算公告は、定時株主総会の翌日以降に掲載します。

そのため、決算公告は②を適用し、「**貸借対照表＋損益計算書**」で掲載します。

※当該年度の会計監査人による会計監査は不要です。